

令和元年7月12日  
日本貸金業協会  
相談・紛争解決委員会

加入貸金業者の義務の不履行の事実の公表について

日本貸金業協会 相談・紛争解決委員会（委員長：深澤武久）は、紛争解決等業務に係る手続実施基本契約条項第4条第1項、及び紛争解決等業務に関する規則第33条第2項、同細則第13条に基づき、下記の加入貸金業者につき、手続実施基本契約上の義務の不履行の事実を公表いたします。

記

1 対象加入貸金業者：

- ① 株式会社ビジネスワールド  
登録番号：秋田県知事（5）第00720号
- ② セレクトファイナンス  
登録番号：三重県知事（2）第02007号
- ③ 有限会社山陽改発  
登録番号：岡山県知事（12）第00606号
- ④ 山藤商事  
登録番号：福岡県知事（3）第08653号

- 2 不履行の事実：手続実施基本契約締結後、平成29年度分以降の負担金の支払義務を怠った。（手続実施基本契約条項第1条第1項、紛争解決等業務に関する規則第112条、同細則第55条）